

## 加古川市空き家管理事業者登録制度実施要綱

平成 30 年 8 月 10 日 都市計画部長決定

平成 30 年 8 月 31 日 一 部 改 正

令和 3 年 3 月 11 日 一 部 改 正

令和 7 年 1 月 16 日 一 部 改 正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民による空き家等の適正管理を促進し、良好な住環境の確保を図るため、空き家等の所有者等が発注する空き家管理業務に関して、市が当該業務の受注・実施を希望する者（以下「空き家管理事業者」という。）を募集及び登録し、空き家等の所有者等へ紹介を行う「加古川市空き家管理事業者登録制度」（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に居住その他の使用がなされていない建築物（長屋及びこれに類する形態の建築物を含む。）又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）であつて、市の区域内に存するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (3) 空き家管理業務 外観調査、宅内の通風、水道の通水、除草、宅内清掃、庭木の剪定、雨漏りの確認、その他空き家等を適正に管理するために必要な業務をいう。
- (4) 自治組織等 自治会や地域を基盤として活動している任意団体又は NPO 法人で、地域にある空き家等の適正管理に係る活動を行うものをいう。

### (登録事業者)

第 3 条 登録することのできる事業者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、登録することができる者として市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 空き家管理業務を行う事業者又は自治組織等であること。
- (2) 加古川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 法人の役員又はその事業所を代表する者で役員以外の者が前号で規定する暴力団員でないこと。

### (登録申請)

第 4 条 登録を希望する空き家管理事業者は、加古川市空き家管理事業者登録申請書（様式第 1 号）及び誓約書兼同意書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(登録及び公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、空き家管理事業者に対して加古川市空き家管理事業者登録決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた空き家管理事業者を加古川市空き家管理事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録し、当該名簿を公表するものとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録名簿から除外し、当該事業者はその旨を加古川市空き家管理事業者登録取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 虚偽の悪質な勧誘等を依頼者へ行い、市の信頼を損ねた場合
- (3) 強引な販売手法や依頼者に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行った場合
- (4) 「不要な業務の強要」等により、市民等及び市に損害を与えた場合
- (5) 故意に見積数量・見積価格を偽った場合や著しく不適當な料金設定を行った場合
- (6) 業務が著しく不適當であると認められた場合
- (7) 市民等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合
- (8) その他市長が適當でないと認めた場合

(変更等の届出)

第7条 空き家管理事業者は名称、所在地その他登録内容に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、速やかに加古川市空き家管理事業者登録事項変更・抹消届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(登録名簿の有効期間及び更新)

第8条 登録名簿の有効期間は、登録の決定が通知された日から3年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、更新の場合は有効期間満了の日の翌日から3年後の日が属する年度の末日までとする。

2 空き家管理事業者は前項の有効期間を更新しようとするときは、その期間が満了する日までの1か月間において、加古川市空き家管理事業者登録更新申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、更新を決定するときは、加古川市空き家管理事業者登録更新決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。ただし、様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 7 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。